

国会審議における主なやりとり
(地方公営企業等金融機構法関係)

【総論】

改革についての基本的な理念・考え方は何か。

「行革推進法」、「政策金融改革に係る制度設計」に基づき、地方六団体から提出された制度設計案の考え方に沿って、制度設計を行ったもの。

また、行政減量・効率化有識者会議などの外部有識者の方々の意見にも広く耳を傾け、組織運営に係る外部性の確保や事業の重点化、規模の抑制を図ることとしたもの。また、国の関与は適法性のチェックなど最小限に限定することとしたところ。

【出資】

各地方公共団体の出資はどのように決まるのか。全地方公共団体が出資すべきではないのか。

出資に関して、総額や団体別の出資額については、地方六団体を中心に今後検討されるものであり、現行の政府出資 166 億円を目途に全地方公共団体による出資を目指して検討していると伺っている。

また、出資団体は、多ければ多いほどよいと考えるが、強制はできないと考えているところ。

【ガバナンス】

貸し手と借り手の同一性が高い機構は、貸付に対するモラルハザードが起こる可能性も否定できず、組織運営に対する外部性を確保する仕組みを構築すべき。

本法案においては、最高意思決定機関である代表者会議に地方の代表者と同数の学識経験者を加えるとともに、外部性を有する第三者機関としての経営審議委員会の設置、監査法人等による外部監査制度の導入など、十分に外部性を確保した仕組みを構築しているところであり、この仕組みのもとに適切な運営がなされるものと承知。

【国の関与】

機構は、地方が自主的に設立する組織であり、機構に対する国の関与は必要最小限のものとなっているか。

「政策金融改革に係る制度設計」において「国は、新たな出資・保証及びヒト・モノ・カネの全ての面における関与を行わない。」とされていることを踏まえ、機構が新たに行う業務に関しては、現公庫における役員の任命、予算、債券発行等の認可を廃止し、設立認可、定款変更認可、違法行為是正要求等の必要最小限の適法性のチェックのみを行うこととしているところ。

【業務の範囲や事業規模の重点化・縮減等】

業務の範囲や事業規模について、具体的にどのようにする考えか。また、政令で定める貸付対象事業については、現公庫の貸付対象事業が全て盛り込まれることとなるのか。地方が自主的に設立する組織であるのに、このように限定をかけることはいかがか。

今回の政策金融改革の目的は、政策金融の役割を縮小し、地方債資金の自己調達を基本とするものであるが、相対的に財政力の弱い市町村を中心として、自己調達に限界のある長期かつ低利の安定的な資金を確保することは必要であることから、その資金調達を補完する地方共同の組織として、機構は設立されるもの。

この趣旨を踏まえ、貸付対象事業については住民生活に密着した上下水道、病院、交通などの社会資本整備に係るものに限定し、また、事業規模については、財政融資資金と並行して、適切な縮減を図ることとしたもの。

政令で定める貸付対象事業については、これから地方団体のご意見、それぞれの資金需要を十分伺いながら、一定期間かけて絞り込んでいくが、その際にも地方公共団体の資金調達に配慮しながら適切に対応していく所存。

【10年後の見直しのあり方】

10年後の見直しにおいて、貸付が大幅に減少させられるおそれがあるのではないかと心配するが、地方の意見は十分反映されるのか。

10年後の見直しについては、地方の意見を聴いた上で、地方団体の民間からの資金調達の状況、業務の重点化を図る異の重要性に留意しながら、機構の自主的かつ一体的な経営を確立する観点から、業務のあり方全般について見直しを行うもの。

その見直しに際しては、将来における機構の具体的な姿について検討されるものと考えているが、総務省としては機構が将来にわたり地方団体の資金調達を補完する役割を的確に果たし、地方財政の健全な運営に寄与していくべきものと考えているところ。

【資産負債の承継】

現公庫の財務基盤の承継については、どのようになっているのか。

資産、負債の承継において、現公庫の財務基盤の太宗を占める債券借換損失引当金については、新たな貸付に係る新勘定及び既往の債権管理を行う旧勘定について、将来にわたる経営の持続可能性を確保するために必要な資産を精査した結果、平成20年10月時点において予想される債券借換損失引当金残高、概ね3.4兆円全額を引き継ぐこととなっている。

なお、新旧両勘定の持続可能性を確保するため、新勘定に概ね2.2兆円程度、旧勘定に概ね1.2兆円程度を帰属させることとしたところ。

【国の財政支援】

国は機構に財政的な支援を行う用意があるのか。

将来にわたる経営の持続可能性を確保するために必要な資産を精査した結果として、平成20年10月時点において予想される債券借換損失引当金残高、概ね3.4兆円の全額を機構に承継することとしたところであり、機構においては、国から承継した財政基盤を生かしつつ、健全な経営に万全を期していただきたいと考えているところ。

したがって、万が一、引当金を引き継いだ金利変動準備金を使い果たすような事態が生じた場合においても、機構に対する国の財政支援はないものと認識。

【承継した引当金の国庫への返還】

承継した引当金について、将来的には一部が国に返還される可能性があるが、地方の理解が得られるのか。

引当金については、新旧両勘定それぞれにおける経営の持続可能性を確保するため、新機構に承継されるもの。よって、旧勘定において、その業務が終了した場合、または、機構の経営状況を踏まえつつ、業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、現公庫の債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められる場合には、所期の目的を達成したものとして、国に帰属することが妥当と考えている。

また、新勘定については、機構が解散した場合において、債務を弁済してもなお残余財産があり、金利変動準備金に残高がある場合には、承継の趣旨に鑑み、機構と類似の仕組みが構築される場合においては、その金利変動の損失に備える用途に処分するものとし、それでもなお残余がある場合には国に帰属するものとしているところ。

【機構の職員体制】

国からの役職員の出向または再就職が行われるのか。

地方団体の代表者等で構成される代表者会議が、役員等の任命等について権限を持ち、国はこれに一切関与しないこととしている。

したがって、職員の任用については、機構に委ねられるものであるが、国の特殊法人を廃止し、地方が共同して設立する新機構に業務を移行する改革の趣旨に基づいて判断されるものと考えているところ。

総務省としては、この改革の趣旨を踏まえつつ、機構が円滑なスタートを切る必要性や代表者会議、地方団体の意向を考慮しながら、出向要請があった場合には、機構と真摯に協議しながら判断をしていきたい。